

令和 7 年度
一般社団法人 三重県介護支援専門員協会
南勢志摩支部総会

議案

- 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告
- 第 2 号議案 令和 6 年度決算及び監査報告
- 第 3 号議案 規約変更 *事務局の場所について (案)
- 第 4 号議案 令和 7 年度事業計画 (案)
- 第 5 号議案 令和 7 年度収支予算 (案)

第1号議案

令和6年度事業報告について

○令和6年度総会

日 時：令和6年6月9日

(書面表決の結果)

南勢志摩支部会員 152 名（令和6年4月末現在）のうち 98 名が書面表決を提出され、無効 0 有効 98 でした。

第1号議案	令和5年度事業報告	賛成	98	反対	0
第2号議案	令和5年度決算及び監査報告	賛成	98	反対	0
第3号議案	役員改選（案）	賛成	98	反対	0
第4号議案	令和6年度事業計画（案）	賛成	98	反対	0
第5号議案	令和6年度収支予算（案）	賛成	98	反対	0

○WEB研修会

日 時：令和6年9月8日（日）

13:30～15:30

内 容：～成年後見人とケアマネジャーの関わり～

成年後見制度導入のプロセスと事例紹介・事例相談

講 師：田中宏樹 氏

三重県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあみえ

参加者：32 名

○研修会

日 時：令和7年1月16日（木）

18:00～20:00

内 容：～ACP って何？ その人らしさを支えるために～

講 師：岡田まり 氏（訪問看護ステーションほたるいせ）

場 所：伊勢ひかり病院 1階食堂

参加者：12 名

＊三重県訪問看護ステーション協議会伊勢志摩地区様との共催

○その他

行政に協力し、以下の協議会や会議等に会員を推薦し参加しました。

- ・三重県地域医療構想調整会議
- ・志摩市ケアプラン点検
- ・志摩市との研修会共催
- ・志摩市地域包括ケア推進会議・自立支援型地域ケア会議
- ・伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議・地域福祉計画推進委員会・地域包括ケア推進協議会

第2号議案

令和6年度決算及び監査報告について

収入の部

科 目	金 額	摘 要
支部助成金	71,209円	三重県介護支援専門員協会
研修補助金	34,978円	三重県介護支援専門員協会
研修参加費	2,000円	非会員研修参加費
雑 収 入	105円	預金利息
前年度繰越金	141,627円	令和5年度から繰越金
合 計	249,919円	

支出の部

科 目	金 額	摘 要
研 修 費	29,899円	講師謝礼、会場費等
消 耗 品	198円	封筒購入
会 議 費	3,296円	会場費、お茶代
通 信 費	10,944円	郵送料
備品購入費	85,360円	パソコン購入
雑 費	440円	振込手数料
次年度繰越金	119,782円	令和7年度へ繰越
合 計	249,919円	

収支残高 119,782円は令和7年度に繰り越します。

上記について監査の結果、正確であることを認めます。

令和 7年 4月 30日

監査役

小倉 康子



監査役

中西 恵代



第3号議案 規約の変更 事務局の場所について

一般社団法人三重県介護支援専門員協会南勢志摩支部 規約（案）

（名称）

第1条 この会は、「一般社団法人三重県介護支援専門員協会南勢志摩支部（以下、「本会」という。）」と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、株式会社JUMP（三重県伊勢市桜木町55番1）内に置く。

*電話の設置はありません

（目的）

第3条 本会は、三重県介護支援専門員協会の支部として介護支援専門員の資質及び社会的地位向上に努め、専門的知識、技能を研鑽し、介護保険制度が利用者主体の制度として確立されるよう、公正・中立なケアマネジメントに努め、日々の実践・研修を通して県民の健康と福祉の増進に寄与する。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）介護支援専門員の知識及び技術の向上に関すること。
- （2）介護保険制度及び介護支援専門員に係る調査研究に関すること。
- （3）介護保険制度に対する提言に関すること。
- （4）介護保険制度の普及啓発に関すること。
- （5）介護支援専門員が必要とする情報提供に関すること。
- （6）関係団体との連携・調整に関すること。
- （7）三重県介護支援専門員協会の支部として、三重県介護支援専門員協会事業に基づいた事業を実施すること。
- （8）その他本会の目的を達成するための必要な事業。

（会員）

第5条 本会は、下記の各項に該当するもので組織する。

- （1）原則として三重県介護支援専門員協会の会員のうち南勢志摩地区に住所又は勤務先を有しており、介護支援専門員として登録されている者
 - （2）三重県介護支援専門員協会の賛助会員のうち南勢志摩地区に住所又は事業所を有している者
- 2 賛助会員は、本会の会議や研修会に出席して討論に参加することはできるが、総会において、議決に参加することはできない。

（入会）

第6条 三重県介護支援専門員協会に入会し、南勢志摩地区に住所又は勤務地を有している会員については自動的に入会したものとみなす。ただし、本人の希望により他地区に入会するものについては、それを優先する。

- 2 上記以外に三重県介護支援専門員協会の会員で本会に入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出するものとする。

(退会)

第7条 三重県介護支援専門員協会を退会した南勢志摩地区に住所又は勤務地を有している会員については自動的に退会したものとみなす。

- 2 上記以外に三重県介護支援専門員協会の会員で本会を退会しようとする者は、本会に退会届を提出するものとする。

(運営費)

第8条 本会の運営費についての必要な経費は、研修費として会員より徴収する。

(運営委員)

第9条 本会に運営委員を置く。

- 2 運営委員は支部会員の中から互選とし、7名以上25名以下で構成する。
- 3 運営委員は本会の運営を行う。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名

(役員の選任)

第11条 役員は、運営委員の中から選出し、総会において選任する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第13条 役員は次の職務を遂行するものとする。

- (1) 支部長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会議等の記録をする。
- (4) 会計は、本会の会計を処理する。
- (5) 監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第14条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第15条 総会は、年1回以上開催することとし、支部長が召集して議長となる。

- 2 総会は正会員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 総会に出席できない場合は、予め通知された事項についてのみ代理者にその権限を委任し、また書面で議決に加わることができる。
- 4 総会で決すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
 - (2) 収支予算の決定及び決算の承認
 - (3) その他、本会の運営に関する重要な事項

(役員会)

- 第16条 役員会は、支部長、副支部長、書記、会計によって構成し、本会の執行機関として運営にあたる。
- 2 役員会は、支部長が召集し、議長となる。

(会計)

- 第17条 本会の会計は、助成金及び運営費、その他の収入をもって運営する。
- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
 - 3 助成金の収支は三重県介護支援専門員協会会長に報告し承認を得る。

(規約の変更及び解散)

- 第18条 本規約の改廃及び本会の解散は、総会において決定する。

(その他)

- 第19条 この規約に定めのない事項は、役員会において協議し、必要に応じて総会で決定する。

附 則

この規約は、平成19年3月24日から施行する。

この規約は、平成21年5月23日に改正し、平成21年5月24日から施行する。

この規約は、令和4年6月12日に改正し、令和4年6月14日から施行する。

この規約は、令和7年6月1日に改正し、令和7年6月2日から施行する。

第4号議案

令和7年度事業計画（案）について

1. 総会の開催

本会の事業計画、運営費を審議するための総会を当年度においては、新型コロナウイルス感染拡大を予防する為、書面議決を行う事とする。

2. 研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を目的とした研修に積極的に取り組み、研修内容については会員のニーズを優先し企画する。

当年度も、WEB研修中心に企画していくが、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、対面での研修も検討する。

当支部主催の研修会の他に、他支部と共催、他団体の後援も行っていく。

3. 支部活動の強化

- (1) 支部会員同士が情報交換を行い、介護支援専門員が介護保険の「要」としての力量を発揮できるよう、地域ネットワークの構築を図る。
- (2) 地域の介護支援専門員へ入会を呼びかけ、地域組織の強化に努める。
- (3) 行政や他団体等と協力し、介護サービスの質の平準化を目指し活動をしていく。
- (4) 行政や他団体の会議等への参加

第5号議案

令和7年収支予算（案）について

収入の部

科 目	前年度予算額	本年度予算額	適 用
研修参加費	10,000円	10,000円	
支部助成金	71,209円	71,528円	県協会からの助成金
研修補助金	34,978円	35,096円	三重県からの補助金
雑 収 入	1円	100円	預金利息
前年度繰越金	141,627円	119,782円	前年度繰越金
合 計	252,739円	236,506円	

支出の部

科 目	前年度予算額	本年度予算額	適 用
研 修 費	140,000円	140,000円	講師謝礼、会場費等
消 耗 品	5,000円	5,000円	
会 議 費	10,000	10,000円	運営会議会場費等
通 信 費	20,000円	20,000円	郵送料等
備品購入費	10,000円	10,000円	
雑 費	1,000円	1,000円	
予 備 費	66,739	50,506円	
合 計	252,739円	236,506円	